

## 平成26年3月期第3四半期 連結ソルベンシー・マージン比率

平成26年3月期第3四半期連結会計期間（平成25年12月31日）の連結ソルベンシー・マージン比率は以下のとおりであります。  
（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (平成25年12月31日)
(A) 連結ソルベンシー・マージン総額	3,314,532	3,913,227
資本金又は基金等	1,042,184	1,159,129
価格変動準備金	33,953	38,391
危険準備金	69,216	78,237
異常危険準備金	671,289	662,126
一般貸倒引当金	1,732	2,004
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	1,165,423	1,559,544
土地の含み損益	△ 12,711	△ 12,406
保険料積立金等余剰部分	244,849	271,846
負債性資本調達手段等	156,191	156,191
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	-	-
少額短期保険業者に係るマージン総額	-	-
控除項目	209,788	199,951
その他	152,192	198,114
(B) 連結リスクの合計額	897,185	988,351
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2 + R_2^2 + R_3 + R_4})^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$		
損害保険契約の一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	233,158	233,735
生命保険契約の保険リスク (R <sub>2</sub> )	13,923	14,253
第三分野保険の保険リスク (R <sub>3</sub> )	4,929	5,702
少額短期保険業者の保険リスク (R <sub>4</sub> )	-	-
予定利率リスク (R <sub>5</sub> )	48,964	54,171
生命保険契約の最低保証リスク (R <sub>6</sub> )	23,319	17,237
資産運用リスク (R <sub>7</sub> )	592,148	679,887
経営管理リスク (R <sub>8</sub> )	21,719	23,621
損害保険契約の巨大災害リスク (R <sub>9</sub> )	169,524	176,068
(C) 連結ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	738.8%	791.8%

(注) 「連結ソルベンシー・マージン比率」は、保険業法施行規則第210条の11の3（連結ソルベンシー・マージン）および第210条の11の4（連結リスク）ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。ただし、当第3四半期連結会計期間の連結ソルベンシー・マージン比率は、基礎数値の一部を当中間連結会計期間（平成25年9月30日）と同値とするなど、一部に簡便的な方法を用いて算出しております。

(連結ソルベンシー・マージン比率について)

当社グループは、主として損害保険事業および生命保険事業を営む保険会社グループであります。保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、保険会社グループが保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち連結ソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。

連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一ですが、保険業法上の子会社（議決権が50%超の子会社）については重要性にかかわらず、原則として計算対象に含めております。

連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社又は保険持株会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。